

災害時の医療救護活動に関する協定書

令和3年4月

旭川市
一般社団法人 旭川市医師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、旭川市（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、旭川市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の派遣）

第2条 甲は、旭川市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、乙に対し救護部隊の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は直ちに救護部隊を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、災害の状況により緊急を要するものと判断し、救護部隊を派遣した場合は速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により承認を得た場合は、第1項の規定による要請により派遣されたものとみなす。

5 第2項及び第3項に規定する救護部隊の編成は、乙の会員、薬剤師、看護師、その他の職員により構成するものとする。

6 乙は、災害が激甚で救護部隊に危害を及ぼし、又はその恐れがあると判断した場合は、派遣の要請を拒むことができる。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 災害医療救護計画は、乙が行う救護部隊の編成及び医療救護活動を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（救護部隊の業務）

第4条 救護部隊は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護部隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者等の収容医療機関への搬送の要否、搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (4) 前3号に掲げるもののほか医療救護活動及び救護部隊本部に伴う業務

(救護部隊に対する指揮命令等)

第5条 救護部隊に対する指揮命令は乙の長が行うものとし、医療救護活動に係る連絡調整等については、甲乙双方が密に行うものとする。

(救護部隊の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、救護部隊の輸送について必要な措置を取るものとする。

(医療資器材等の提供)

第7条 甲は、乙が派遣する救護部隊に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(医薬品の補給等)

第8条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、患者負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、医療費を患者負担とすることが困難な事態又は支払い不能の事態が生じ、収容医療機関に損害を与えると判断したときは、甲は乙と協議の上必要な措置を講ずるものとする。

(医事紛争)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める医療救護活動において医事紛争が生じたときは、誠意をもって協議を行い解決のための適切な措置をとるものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護部隊の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護部隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護部隊員が医療救護活動において負傷、疾病、障害又は死亡の場合の扶助金
- (4) 収容医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

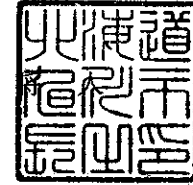
(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 旭川市
旭川市長 西川



乙 旭川市金星町1丁目1番50号
一般社団法人 旭川市医師会
会長 山下 裕

